

一般社団法人 CIW 検査業協会 役員を選任に関する規定

制定：平成 21 年 11 月 12 日

定款（抜粋）

（役員の種類及び員数）

第 29 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 13 名以下
- (2) 監事 3 名以下

2 理事のうち 1 名を一般法人法上の代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、必要に応じ理事のうち若干名を副会長に、また、1 名を専務理事とすることができる。

（役員を選任）

第 30 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。ただし、必要と認められる場合は、1 名を限度として、正会員以外の者を理事に選任することができる。

2 総会が招集されるまでの間において、理事又は監事の本会代表者の変更及び欠員のための理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 代表理事、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

役員選挙規定（抜粋）

（定員）

第 4 条 役員は、理事 10 名及び監事 1 名とする。

2 各地区の理事の定員は、東日本地区 5 名、関西地区 3 名及び西日本地区 2 名とする。

1 規定

1. 1 会長の選出

- (1) 無記名単記投票とする。
- (2) 同姓の場合は、氏名の記入のない投票を無効とする。
- (3) 改選期の新任及び再任理事によって投票を行う。
- (4) 投票から開票までの選挙事務は、監事が行う。
- (5) 開票の結果、上位同数の場合及び出席理事の過半数に満たない場合は、上位 2 名による再選を行う。

1. 2 副会長の選任

- (1) 副会長は、原則として会長が指名する。
- (2) 副会長は、地区会長を兼務するものとする。

1. 3 専務理事の選任

定款第 30 条第 1 項の規定により、必要に応じて理事会において選任された正会員以外の理事 1 名は、専務理事に選任するものとする。

2 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の議決を要するものとする。ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

この規定は、平成 21 年 11 月 12 日に開催の平成 21 年度第 1 回理事会において承認されたものである。